

(別紙2)

障がい者雇用促進企業登録申請書類作成に係る注意事項

1 資格取得番号・登録業種番号について

資格取得番号・登録業種番号の欄には、物品等競争入札参加資格申請後に県から通知された「競争入札参加資格審査結果通知書」に記載している「資格取得番号」と「登録業種番号」を記入してください。

なお、県の入札参加資格に基づく業種区分表については別表1のとおりです。

別表1 業種区分表

| 大分類 | 小分類 | | 大分類 | 小分類 | | |
|----------------|---------|-----------|----------------|----------------------|------------|-----------|
| 車・船舶類 | 1 | 車両 | 楽 器 | 35 | 楽器 | |
| | 2 | 船舶・航空機 | 運動具 | 36 | 運動用具 | |
| | 3 | 農林水産用機器 | 図書類 | 37 | 図書・映像音響ソフト | |
| | 4 | 土木用機器 | 雑 類 | 38 | 原材料 | |
| | 5 | 自動車用品 | | 39 | 石油製品 | |
| 家 具 類 | 6 | 家具 | | 40 | ガス・その他燃料 | |
| | 7 | 装飾 | | 41 | 食品 | |
| | 8 | 厨房用機器・食器 | | 42 | 標識・看板 | |
| 印 刷 類 | 9 | 平版印刷 | | 43 | 宝飾品・記章 | |
| | 10 | 軽印刷 | | 44 | 贈答品・記念品 | |
| | 11 | 地図印刷 | | 45 | 農林水産業用品 | |
| | 12 | 青写真 | | 46 | 警察用品 | |
| | 13 | その他印刷 | | 47 | その他物品 | |
| 機 械 類 | 14 | 理化学用機器 | | 企 画 広 告 イ ベ ント | 48 | 映像音響ソフト製作 |
| | 15 | 工作機器 | | | 49 | 放送番組製作・放送 |
| | 16 | 光学機器 | | | 50 | 広告 |
| | 17 | 計量及び測量用機器 | 51 | | 出版・翻訳 | |
| | 18 | 電気通信用機器 | 52 | | イベント | |
| | 医療・薬品類 | 19 | 消防及び防災機器 | サ ー ビ ス | 53 | 調査統計 |
| | | 20 | 視聴覚機器 | | 54 | 計画策定 |
| | | 21 | 電気機器 | | 55 | リース・レンタル |
| | | 22 | 写真用機器 | | 56 | クリーニング |
| | | 23 | 電気設備 | | 57 | 運送 |
| 24 | | その他機器 | 58 | | 検査・分析 | |
| 事務用機器 文 具 類 | 25 | 医療用機器 | 59 | | 浄化槽保守 | |
| | 26 | 介護用機器 | 60 | | 給食業務 | |
| | 27 | 医薬品 | 61 | | 廃棄物処理 | |
| 家庭用品 | 28 | OA機器 | 62 | | 文化財発掘 | |
| | 29 | 文具 | 63 | | 人材派遣 | |
| | 30 | 事務機 | 64 | | 保険 | |
| | 31 | 印章 | 65 | | その他サービス | |
| | 32 | 紙 | 県庁舎等維持管 理業務 | 66 | 清掃 | |
| 33 | 繊維・ゴム製品 | 67 | | 電気設備保守管理 業務 | | |
| 34 | 日用品 | | | | | |

| 大分類 | 小分類 | |
|------------|-----|--------------|
| 県庁舎等維持管理業務 | 68 | 冷暖房設備保守管理業務 |
| | 69 | 消防用設備保守管理業務 |
| | 70 | エレベーター設備保守管理 |
| | 71 | 自動ドア設備保守管理業務 |
| | 72 | 警備業務 |

2 「障がい者の雇用状況の記入方法」及び障がい者雇用率の計算方法について

障がい者雇用率の計算については、障がい者雇用促進企業登録申請書（第1号様式）により、次のとおり項目の番号ごとに障がい者の雇用状況を記入してください。

なお、記入・計算方法については、**別表4**に登録申請書の記入例を記載していますので、ご参照ください。

- (1) 申請書の②「常時雇用する労働者の総数」については、事業所で常時雇用している労働者（以下、「常時雇用労働者」といいます。）の総数を記入してください。なお、常時雇用労働者については1週間の労働時間が**30時間以上**であって次のとおり**1年以上継続して雇用**される者をいいます。
 - ア 雇用期間の定めのない労働者
 - イ 一定期間（1ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上「ア」と同様の状態にあると認められる者
 - ウ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上「ア」と同様の状態にあると認められる者

※ 「出向中」の労働者を出向元、出向先のいずれの事業主の労働者として取り扱うかについては、雇用保険の取扱いを行っている事業主の労働者として取り扱って差し支えありません。

※ パートタイムの労働者等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。

※ 登録型の派遣労働者の場合、契約期間の多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣元事業主と雇用契約を更新又は再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用労働者に含まれる場合があります。詳細は公共職業安定所にお問い合わせください。
- (2) 申請書の③「除外率」については、別表3「除外率一覧表」に該当する場合に記入してください。該当しない場合は「0」と記載してください。
- (3) 「障がい者」については、別表2「障がい者の区分一覧表」の各区分に定める要件に該当する者とします。
- (4) 申請書の⑥「（常時雇用）重度障がい者」については、**重度**の身体障がい者及び**重度**の知的障がい者である**常時雇用労働者の人数**を記入してください。

重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者に該当する者については、別表2「障がい者の区分一覧表」を参照してください。

- (5) 申請書の⑦「重度以外の障がい者」については、⑥の重度障がい者以外の障がい者である常時雇用労働者の人数を記入してください。
- (6) 申請書の⑨については、**重度**の身体障がい者、**重度**の知的障がい者である**短時間雇用労働者**の人数を記入してください。
- (7) 申請書の⑩については、⑨の重度障がい者以外の障がい者である**短時間雇用労働者**の人数を記入してください。
- ※ 申請書⑨及び⑩に記載する「短時間雇用労働者」とは原則として雇用保険の短時間労働被保険者となる方ですが、具体的には次の要件に該当することが必要です。
- ア 1週間の所定労働時間が**20時間以上30時間未満**であること。
- イ 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。
- (8) 上記の(1)から(7)で記入していただいた数値を申請書の①、④、⑤及び⑧で記載している計算式により計算のうえ、計算結果を記入してください。
- (9) ⑪の計算式により計算した結果を障がい者雇用率(%)として記入してください。

※ ⑪の障がい者雇用率が**2.3%以上**である場合は、「障がい者雇用促進企業等らの物品の購入に係る取扱い要綱」第2条第2号ウの規定を満たすこととなりますが、**2.3%未満**である場合は、規定を満たさないため障がい者雇用促進企業として登録ができませんのでご注意ください。

※ 障がい者の方の雇用状況を確認するための資料として、身体障がい者手帳・療育手帳の写しを添付してください。

別表2 障がい者の区分一覧表

| 障害の区分 | 要件 |
|-------|--|
| 身体障害者 | 原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者 |
| | <u>重 度</u> 身体障害者のうち、 <u>1級又は2級の者</u> |
| 知的障害者 | <p>○療育手帳の所持者</p> <p>○児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより知的障害者と認定された者</p> |
| | <u>重 度</u> |
| 精神障害者 | <p>○療育手帳で程度が「<u>A1</u>」，「<u>A2</u>」と判定されている者</p> <p>○児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「<u>A1</u>」，「<u>A2</u>」に相当する程度（特別障害者控除等を受けられる程度等）とする判定をもっている者</p> <p>○障害者職業センターにより「<u>重度知的障害者</u>」と判定された者</p> <p>※これまでに、重度障害者介助等助成金の支給、特定求職者雇用開発助成金の支給、職場適応訓練の実施に当たって、「知的障害の程度が重い」とされた方については、「<u>重度知的障害者</u>」としての取扱いができる場合があります。詳細は管轄の公共職業安定所にお問い合わせください。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳の所持者で、障害の程度が1級，2級又は3級に該当する者</p> <p>※公共職業安定所等から精神障害者として紹介を受け雇用した方（障害者雇用納付金制度に基づく助成金や特定求職者雇用開発助成金の受給対象者等）については、精神障害者として取扱いができる場合があります。</p> |

別表3 除外率一覧表

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」附則第1条の3関係)

| 除外率設定業種 | 除外率 |
|--|-----|
| 非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。） 船舶製造・修理業、船用機関製造業 航空運輸業 倉庫業 国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。） | 5% |
| 採石業、砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） その他の鉱業 水運業 | 10% |
| 非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。） | 15% |
| 建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業（信書便事業を含む。） | 20% |
| 港湾運送業 | 25% |
| 鉄道業 医療業 高等教育機関 | 30% |
| 林業（狩猟業を除く。） | 35% |
| 金属鉱業 児童福祉事業 | 40% |
| 特殊教育諸学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。） | 45% |
| 石炭・亜炭鉱業 | 50% |
| 道路旅客運送業 小学校 | 55% |
| 幼稚園 | 60% |
| 船員等による船舶運航等の事業 | 80% |

備考：除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬精製業を除く。）、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）において分類された業種区分によるものとする。

別表4 登録申請書記入例
第1号様式 (第3条関係)

障がい者雇用促進企業登録申請書 (記入例)

年 月 日

大分県知事 ○○ ○○ 殿

所在地 大分市大手町3-1-1

商号又は名称 大分県株式会社

代表者氏名 大分 太郎 印

障がい者雇用促進企業の登録を受けたいので、障がい者雇用促進企業等からの物品の購入に係る取扱い要綱第3条の規定により申請します。

なお、この申請書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

| | | | | | |
|--------------------------------|--|--------|----------------|---------|-----------------------|
| 資格取得番号 | No. 01234 | 登録業種番号 | No. 25, 26, 27 | 取扱品目 | 医療業 |
| 障がい者の雇用状況 | 障がい者雇用率算定用の常時雇用する労働者の数 (② - (②×③÷100)) | | | ① | 21 人 |
| | 常時雇用する労働者の総数 | | | ② | 30 人 |
| | 除外率 (%) (別表3に該当する業種の場合記入。 該当しない場合は0%となります。) | | | ③ | 30 % (0の場合は①と②は同数) |
| | 雇用する障がい者の総数 (⑤ + ⑧) | | | ④ | 11 人 |
| | 常時雇用 (⑥×2 + ⑦) | | | ⑤ | 9 人 (3×2) + 3 |
| | 重度障がい者 (重度の方は1名に付2名で計算) | | | ⑥ | 3 人 |
| | 重度以外の障がい者 (1名に付1人で計算) | | | ⑦ | 3 人 |
| | 短時間雇用 (⑨ + ⑩×0.5) | | | ⑧ | 2 人 (1 + 2×0.5) |
| | 重度障がい者 (重度の方は1名に付1名で計算) | | | ⑨ | 1 人 |
| | 重度以外の障がい者 (1名に付0.5人で計算) | | | ⑩ | 2 人 |
| 障がい者雇用率 (%) (④ ÷ ① × 100) | | | ⑪ | 52.38 % | |

ここの値が2.3%を超えていればOK

常用雇用労働者30名、身体障害者2名、身体障害者(重度)1名、知的障害者1名、知的障害者(重度)2名、短時間雇用2名、短時間雇用(重度)1名を雇用している場合の障害者雇用率の計算例で記載しています。

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 記入担当者 | 大分 次郎 |
| 連絡先 | TEL 097-506-2957 FAX 097-506-1784 |